

水俣市文化会館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年1月5日
水俣市教育委員会

水俣市教育委員会は、水俣市文化会館（以下「会館」という。）の利用に際し、利用者と職員の安全を確保するための感染予防対策実施のため、公益社団法人全国公立文化施設協会が発した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「劇場・音楽堂等ガイドライン」という。）」を参考に、今後の利用と管理のためのガイドラインを作成しています。

このたび、「劇場、音楽堂等ガイドライン」が令和4年9月20日付で改定されたのに伴い、本ガイドラインも改定します（なお、厚生労働省の接触確認アプリはその後運用停止に至りましたので、劇場・音楽堂ガイドラインには記載がありますが、本ガイドラインでは記載を削除します）。

利用者の方々に置かれましては、本ガイドライン及び下記の公演の形態別に示されている各種ガイドラインに基づき利用されますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

- ・舞台芸術公演における新型コロナワクチン感染予防対策ガイドライン（緊急事態舞台芸術ネットワーク作成：令和2年12月2日）
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（クラシック音楽公演運営推進協議会作成：令和2年12月1日）
- ・合唱活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン（第3版）（一般社団法人全日本合唱連盟作成：令和3年6月7日）
- ・吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全日本吹奏楽連盟作成：令和2年9月2日）
- ・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）令和2年12月10日

(参考)「劇場、音楽堂等ガイドライン」の令和4年9月の主な改正内容

- ・全国的な移動を伴う大規模公演、または来場者が1000人を超える公演についての、都道府県への事前相談が無くなりました。
- ・来場者によるチケットのもぎり指示等がなくなりました。
- ・来場者の連絡先等の収集指示がなくなりました。
- ・正しいマスク着用、換気についてはより徹底されています。
- ・マスク着用等が病気や障がい等で難しい場合の適切な対応が求められています。
- ・整列時等の間隔は最低1mから一定の間隔に変更になりました。

1 利用ガイドライン

ここでは、会館を公演やその他の催し（以下「公演」という。）で利用いただく公演主催者が、利用にあたって守っていただく事項をお示しします。

利用にあたって本ガイドラインに基づく公演実施が難しい場合は、会館の利用を許可しないことや、公演中にガイドラインに従わないことが認められる場合、公演等の途中であっても、注意喚起させていただくことがありますので、御留意ください。

① 公演の来場者に対して

・来場者の来場前の検温を要請するとともに、以下の場合には、入場しないよう要請してください。また、入場を控えてもらうケースがあることを、ポスター、チラシ、案内文書等で事前に周知するようにしてください。その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。またその条件等については、事前に告知してください。

ア 平熱と比べて高い発熱がある場合

イ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

ウ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合 等

・咳エチケット、施設内でのマスク着用、入場時の手指の消毒、手洗い励行、会話を控えることを呼び掛けてください。

・入待ち・出待ちは控えるよう呼び掛けてください。

・配慮が必要な来場者、障がい者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。

・マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルタ性能の高い不織布マスクを使用させてください。ただし、マスクまたは不織布マスクの着用が病気等で難しい場合は、配慮をお願いします。

・大声を出さないこと、会話は控えるよう呼び掛けてください。

・公演前後の飲食・会合は都道府県の対応指針等に基づき、抑制等を行ってください。

② 会場入口

・来場者に対し、検温・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置してください。

・会場入口の行列は、一定の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫してください。

③ チケット窓口（当日券売り場）

・当日券販売は、会館事務所内の当日券売り場を利用してください。やむを得ず対面で販売を行う場合、アクリル板等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。

・チケット窓口の行列では、一定の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫してください。

④ チケットもぎり・受付

・入場時のチケットもぎりの際は、係員はマスクや手袋を着用するか、適宜手指消毒をしてください。

・パンフレット・チラシ・アンケート等は据え置きとし、来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。

・出演者へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼びかけください。

⑤ ホワイエ

・飲み物以外の食事は禁止とさせていただきます。

ただし、公演関係者が楽屋での密を避けるため、ホワイエ内で食べる必要がある場合などは、十分な間隔を取り、会話を抑制することを条件として可とします。その場合、換気、使用した机、椅子等の消毒を徹底してください。

・対面で会話するような利用や、人の滞留を促すような利用は控えてください。

・大声での会話は抑制してください。

・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。

・開場から開演まで十分な時間を取り、密にならないようにしてください。

・常時換気にご協力ください。換気のため適温でなくなる場合があります。ご了承ください。

・人と人との一定の間隔を保つよう努めてください。

⑥ ホール内

・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行いますのでご了承ください。

・空調は申込みが無くとも管理者の判断で稼働させる場合があります（その場合冷暖房使用料が必要となります。）のでご了承ください。

・不特定多数の来場者が触れないよう、客席扉の開閉は、公演主催者が行ってください。

・配席は、指定席にしたり、着席範囲を区切るなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。

・来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提にうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、収容定員までの配席数とすることができます（ただし前列2列までは下記参照）。なお、県境をまたいだ移動が考えられる公演や、高齢者が来場者の多数を占める公演など、公演主催者で独自の収容定員を定めることを妨げるものではありません。

・上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び個別注意など必要

となる感染防止策を総合的に講じたうえで、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。

- ・座席の最前列は、舞台上の発声、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を伴うなど、飛沫感染のリスクが想定される公演の場合、出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2 m程度（前列2列までは使用不可とする等）を確保するよう努力してください。
- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は行わないようにしてください。
- ・ホール内での会話は控えていただくよう周知してください。

⑦ 物販

- ・パンフレット等の物販を行う場合、一定の間隔を開けて整列していただくようにしてください。人が密になるような状況が回避できない物販は、許可しない場合があります。
- ・物販に関わる方は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。
- ・ホワイエ内で来場者が飲食することを前提とした物販は禁止します。

⑧ 楽屋・リハーサル室

- ・常時換気に努めてください。
- ・収容人数内の利用にし、一定の間隔を空けるよう心がけてください。
- ・楽屋訪問などで訪れる方についても、氏名・緊急連絡先を把握してください。
- ・マスクの着用を徹底してください。
- ・対面、長時間の飲食は避けてください。
- ・やむを得ず向かい合う場合は、パーテーションを設ける、又は一定の距離を空けるなど心がけてください。
- ・楽屋を複数の個人又は団体が入れ替わりで使用する場合は、その都度消毒してください。

⑨ トイレ

- ・トイレの混雑が予想される場合、来場者に対し一定の間隔を空けた整列を促すよう要請してください。
- ・トイレの数が少ないため、休憩時間は余裕をもって設定してください。

⑩ 公演関係者への感染防止策

- ・公演の運営に必要なスタッフは、必要最小限の人数としてください。
- ・公演主催者は、出演者を含み公演に従事する全ての者の氏名、緊急連絡先を把握してください。
- ・公演関係者が下記の症状に該当する場合、来場しないでください。
 - ア 平熱と比べて高い発熱がある場合
 - イ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症

状

ウ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合 等

- ・咳エチケット、施設内でのマスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を呼び掛けてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等は、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

⑪ 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・出待ちや面会等はお控えください。

⑫ ゴミ

- ・公演にあたり発生したゴミは、公演主催者が持ち帰り処分してください。
- ・受付で配布されたチラシ等を、座席に放置して帰る事例が多く見受けられます。放置されない配布等をご検討ください。

2 管理ガイドライン

管理者である財団法人水俣市振興公社が、会館の運営にあたって、これに従事する者（財団法人水俣市振興公社及び業務委託先の職員等を含む。以下「従事者」という。）、公演主催者、来場者への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために行うガイドラインです。

本ガイドラインのほか、下記の各種ガイドラインに従った施設の管理をお願いします。公益社団法人全国公立文化施設協会発行の「劇場・音楽堂等感染症基本対応チェックブック」も活用ください。

- ・舞台芸術公演における新型コロナワクチン感染予防対策ガイドライン（緊急事態舞台芸術ネットワーク作成：令和2年12月2日）
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（クラシック音楽公演運営推進協議会作成：令和2年12月1日）
- ・合唱活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン（第3版）（一般社団法人全日本合唱連盟作成：令和3年6月7日）
- ・吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全日本吹奏楽連盟作成：令和2年9月2日）
- ・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）：令和2年12月10日

① 全般

- ・1で、「公演主催者」に示した利用ガイドラインに基づき利用が行えるよう、公演主催者にアドバイス・協力等を行ってください。
- ・施設の利用許可にあたっては、公演の内容を精査し、利用ガイドラインを履行できるものか判断のうえ許可を行うこと。ただし、会館の利用は多様な形態があると考えられるため、判断が難しい場合は管理者と市で決定します。
- ・公演前後は施設内の消毒・清掃等を行う時間が必要なため、利用と利用の間隔は十分時間を取ること。必要であれば、休館日を設けるなど常に清浄な状態で施設を利用できるようにしてください。
- ・公演主催者の緊急連絡先を必ず把握すること。また、出演者やスタッフなど公演関係者の情報については公演主催者が収集し、公演主催者において一定期間保管してもらうことを徹底してください。
- ・公演中は必ず現場に常駐し、一般的な感染防止策が行われているかチェックしてください。

- ・体調不良者が出た場合等に備え、シミュレーションの実施や連絡体制を整えてください。
- ・公演主催者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の利用をキャンセルする場合は、使用料は還付されることを周知してください。
- ・管理者自身が公演を行う場合も、「利用ガイドライン」に従うこと。
- ・感染防止のため考えられる施設の整備・修繕、備品購入等があれば市に提案してください。
- ・管理者は、従事者すべてに対し、以下の場合は施設に来館しないよう指導してください。
 - ア 平熱と比べて高い発熱がある場合
 - イ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - ウ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合 等
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を呼び掛けてください。

② 施設内

- ・施設の開館前後には施設内不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気を行ってください。
- ・公演の前後及び休憩中は、会場内の換気を行うことを公演主催者に推奨してください。
- ・管理者が必要と判断した場合は、空調・換気等を公演主催者の確認なく稼働・実施する場があることを公演主催者に周知してください。
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設内の適所に手指消毒用の消毒液を設置すること。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。

③ 会場入口

- ・会場の入口に手指消毒用の消毒液等を設置してください。
- ・会場入口の行列は、一定の間隔を空けた整列を促し、その方法について助言・協力してください。拡声器の貸与や、導線の表示等配慮してください。

④ チケット窓口（当日券売り場）

- ・当日券販売は、会館事務所内の当日券売り場を利用するようにしてください。やむを得ず対面で販売を行う場合、アクリル板等により購買者との間を遮蔽するよう主催者と協議してください。
- ・チケット窓口の行列では、一定の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

⑤ チケットもぎり・受付

- ・入場時のチケットもぎりの際は、係員はマスクや手袋を着用するか、適宜手指消毒をするよう指示してください。

- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は据え置きとし、来場者が自ら取得するか、手渡しの際には係員は適宜手指消毒させてください。
- ・出演者へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

⑥ ホワイエ

- ・飲み物以外の食事は原則禁止とします。

ただし、公演関係者が楽屋での密を避けるため、ホワイエ内で食べる必要がある場合などは、十分な間隔を取り、会話を抑制することを条件として可とします。その場合、換気、貸与した机、椅子等の消毒を公演主催者に徹底してください。

- ・対面で会話するような利用や、人の滞留を促すような利用は許可しないでください。
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行うよう主催者と協議してください。
- ・開場から開演まで十分な時間が取られているか確認してください。
- ・常時換気に協力いただくよう周知してください。換気のため適温でなくなる場合があることを周知してください。
- ・人と人との一定の距離を確保するよう努めてください。

⑦ ホール内

- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行ってください。
- ・空調は申込みが無くとも管理者が必要と判断する場合は稼働させてください。その場合冷暖房使用料が必要となること等は公演主催者に事前に了承を得てください。
- ・不特定多数の来場者が触れないよう、客席扉の開閉は、公演主催者に行わせてください。
- ・配席は、指定席にしたり、着席範囲を区切るなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようなものとします。
- ・来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提にする公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、収容定員までの配席数とすることができます（ただし前列2列までは下記参照）。なお、県境をまたいだ移動が考えられる公演や、高齢者が来場者の多数を占める公演など、公演主催者で独自の収容定員を定めることを妨げるものではありません。
- ・上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び公演主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じたうえで、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従い、使用を許可してください。
- ・座席の最前列は、舞台上の発声、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を伴うなど、飛沫感染のリスクが想定される公演の場合、出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2 m程度必要ですので、前列2列までは使用不可としてください。

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）はしないよう公演主催者と協議してください。

- ・ホール内での会話は控えていただくよう周知してください。

⑧ 物販

- ・パンフレット等の物販を行う場合、一定の間隔を開けて整列していただくようにしてください。人が密になるような状況が回避できない物販は、許可しない場合があります。

- ・物販に関わる方は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。

- ・ホワイエ内で来場者が飲食することを前提とした物販は禁止します。

- ・なお会場内での物販の許可は教育委員会が行いますので、公演主催者から申し出があった場合は教育委員会あて連絡ください。

⑨ 楽屋・リハーサル室

- ・楽屋、リハーサル室の利用にあたっては、本ガイドラインに基づいた利用が考えられているか、事前に精査して許可してください。

- ・常時換気に努めてください。

- ・収容人数内の利用にし、一定の間隔を空けるよう心がけてください。

- ・楽屋訪問などで訪れる方についても、公演主催者による氏名・緊急連絡先の把握が必要です。

- ・マスクの着用を徹底すること。

- ・対面、長時間の飲食は禁止とします。

- ・やむを得ず向かい合う場合は、パーテーションを設ける、又は一定の距離を空けるなど促してください。

- ・楽屋を複数の個人又は団体が入れ替わりで使用する場合は、その都度消毒するよう公演主催者に周知してください。

⑩ トイレ

- ・トイレの混雑が予想される場合、来場者に対し一定の間隔を空けた整列を促すよう周知してください。

- ・トイレの数が少ないため、休憩時間は余裕をもって設定するよう公演主催者に依頼してください。

⑪ 公演関係者への感染防止策

- ・公演の運営に必要なスタッフは、必要最小限の人数としてもらってください。ただし、安全管理上必要な場合はこの限りではありません。

- ・公演主催者による、出演者を含む公演に従事する全ての者の氏名、緊急連絡先の把握が必

要です。

・公演関係者が下記の症状に該当する場合、来場しないよう周知してください。

ア 平熱と比べて高い発熱がある場合

イ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

ウ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合 等

・咳エチケット、施設内でのマスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を呼び掛けてください。

・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。

・仕込み・リハーサル・撤去等は、密な空間の防止ため、十分な時間を設定させてください。

・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるよう周知してください。

⑫ 来場者の退場時の対応

・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を推奨すること。

・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

⑬ ゴミ

・公演にあたり発生したゴミは、公演主催者が持ち帰り処分してもらってください。

・受付で配布されたチラシ等を、座席に放置して帰る事例が多く見受けられます。放置されない配布等を推奨してください。

⑭ 公演の来場者

・以下の場合には、入場をお断りするよう公演主催者に要請してください。また、入場を控えてもらうケースがあることを、ポスター、チラシ、案内文書等で事前に周知してもらってください。

ア 平熱と比べて高い発熱がある場合

イ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

ウ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合 等

・咳エチケット、施設内でのマスク着用、手洗い・手指の消毒の励行、会話を控えることを公演主催者に呼び掛けてもらってください。

・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、会話を控えるなどの呼びかけを掲示してください。

・入待ち・出待ちは控えるよう公演主催者に周知してください。

- ・配慮が必要な来場者、障がい者や高齢者等については公演主催者と事前に対応策を検討してください。

- ・マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用させてください。ただし、マスクまたは不織布マスクの着用が病気等で難しい場合は、配慮するよう公演主催者に周知してください。

- ・マスクを持たない来場者には、マスクを販売するか配布するなど配慮してください。

- ・公演前後の飲食・会合は都道府県の対応指針等に基づき、抑制等が必要になる場合がありますので、公演主催者と協議してください。

⑮ マイクロ飛沫感染防止策

- ・会館に設置してある空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能を確保することに努めてください。

- ・空気調和設備の適切な運用により、効果的な循環量や換気量を確保することに努めてください。

- ・施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行うことに努めてください。